

後期高齢者医療制度の保険料について

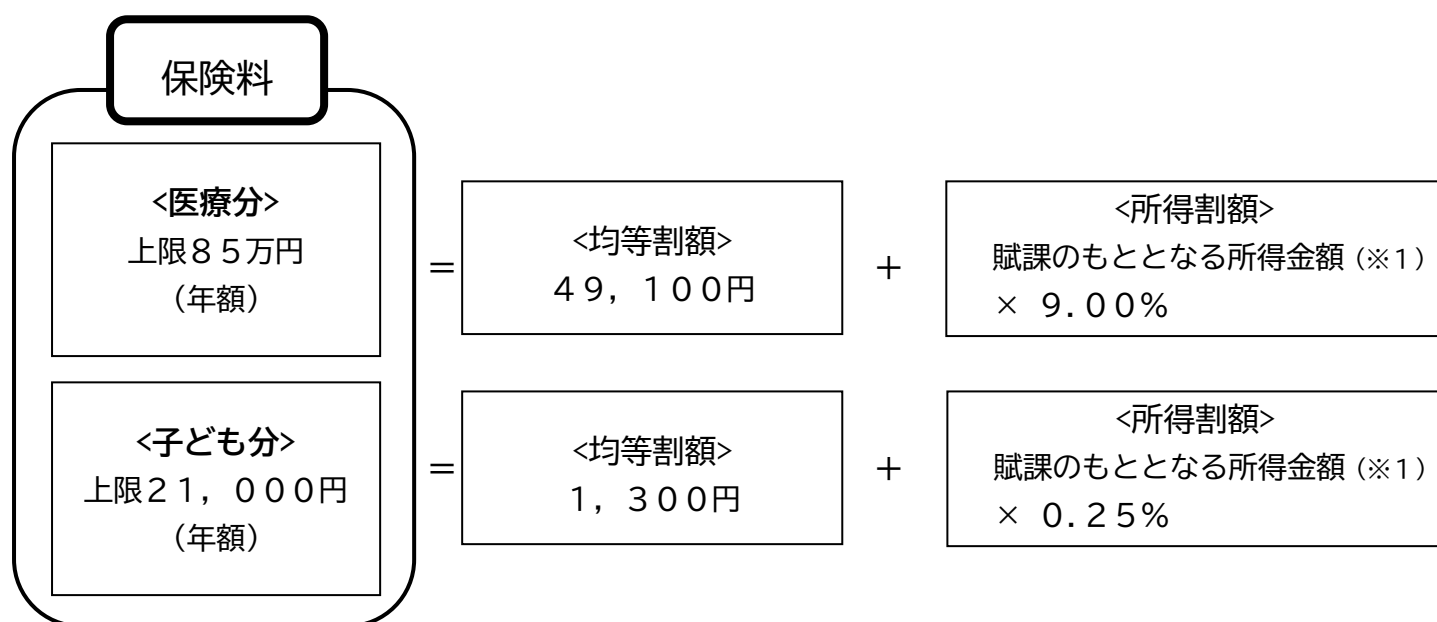
後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいがあると認定された65歳以上75歳未満の方が加入する制度です。保険料は、被保険者一人ひとりが納めます。

これまで職場の健康保険などの被扶養者で保険料を納付していなかった人も75歳になると保険料を納めていただくことになります。保険料は制度を運営している栃木県後期高齢者医療広域連合が決定します。

I 保険料の決まり方

令和8年度より、従来の保険料に加えて子ども分の賦課・徴収が始まります。

保険料は、基礎賦課額分（医療分）と子ども・子育て支援金賦課額分（子ども分）の合計額になります。等しく負担していただく『均等割額』と、所得に応じて負担していただく『所得割額』の合計額です。令和8年度の保険料率等は下記のとおりです。



(※1) 賦課のもととなる所得金額＝令和7年中の所得－基礎控除額（下表）
（基礎控除額）

前年の合計所得金額	基礎控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円を超え、2,450万円以下	29万円
2,450万円を超え、2,500万円以下	15万円
2,500万円を超える	なし

下記の方には、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の2種類の納入通知書が届くこととなりますが、二重賦課にならないよう計算されています。

- ・75歳到達により加入された被保険者で、加入前に国民健康保険だった方
- ・被保険者の方が世帯主で、国民健康保険に加入している世帯員がいる方

○均等割額の軽減

世帯（被保険者全員と世帯主）の合計所得が、以下の基準を超えない場合は均等割額が軽減されます。世帯は、その年度の4月1日（年度途中で資格を取得した方は資格取得日）時点の状況で判定します。

軽減割合	世帯（被保険者全員と世帯主）の総所得金額
7割軽減	43万円+10万円×{給与所得者等の数(※2)-1}
5割軽減	43万円+10万円×{給与所得者等の数-1} + {31万円×被保険者数}
2割軽減	43万円+10万円×{給与所得者等の数-1} + {57万円×被保険者数}

(※2) 給与所得者等の数とは、次のいずれかの条件を満たす者の合計数をいい、いない場合は1とします。

- ・給与収入額が、55万円を超える者
- ・公的年金等の収入額が、65歳未満の場合は60万円を超える者、65歳以上の場合は125万円を超える者

(※3) 令和8、9年度については、医療分のみ7割軽減に加え、更に0.2割の減額を行っています(7.2割軽減)。

○職場の健康保険などの被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療被保険者資格を取得する前日まで被用者保険（健康保険組合、共済組合など）の被扶養者であった方は、所得割額はなく、加入した月から2年間は均等割額の5割が軽減されます。

なお、所得の低い方への7割軽減に該当する方はそちらが優先されます。

II 保険料の納め方

保険料の納め方は、原則、年金からの天引き（特別徴収）となりますが、納付書や口座振替による納付（普通徴収）となる場合もあります。

また、年度途中に加入された方は、加入した年度は納付書や口座振替による納付（普通徴収）になります。

特別徴収となっている方でも、保険料額の決定や更正により年度途中で普通徴収へ変更になる場合があります。この場合、特別徴収の再開は翌年度10月（予定）となります。

特別徴収（年金からの天引き）

<対象者>

年金の受給額が18万円以上の人が対象（ただし介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く）

<納め方>

原則、年金から天引きによる納入になります。年金支給の際（年6回・偶数月）に、保険料が年金から差引かれます。

前年中の所得により算定しますので、7月にならないとその年度の保険料が確定しません。4月、6月、8月については前年度の保険料に準じた仮徴収額を納め、年額の決定後に、その差額を10月、12月、2月の年金から納めていただきます。

年間保険料額（4月から翌年3月分）＝ 仮徴収額＋本徴収

- ・仮徴収 4月・6月・8月

前年度の保険料に準じた保険料を納めます。

- ・本徴収 10月・12月・2月

年額から仮徴収額を差し引いた残額を3期に分けて納めます。

普通徴収（納付書や口座振替による納付）

<対象者>

年金の受給額が18万円未満の人、年度内に保険料の変更が生じた人など、年金からの天引きにならない人が対象

<納め方>

市から送られる後期高齢者医療保険料の納付書にて納めてください。（通常は7月中旬にお送りしています。新たに資格を得た人は取得月の翌月に送ります。）

普通徴収の場合、納め忘れの防止などに役立つ便利な口座振替もご利用ください。市役所・二宮支所または取扱金融機関の窓口にてお申し込みいただけます。

なお、国民健康保険税では世帯主が納税義務者となりますが、後期高齢者医療保険料の納入義務者は、この制度に加入する本人となります。口座振替を申し込む場合は、それぞれの納入義務者ごとに申し込む必要があります。（引き落とし口座は、本人以外の家族名義の口座でも可）

【保険料の納め方の変更について】

特別徴収（年金天引き）の方は申出により普通徴収（口座振替）に変更することができます。普通徴収に変更した場合の納付は口座振替のみで、納付書で納めていただくことはできません。

変更を希望される方は、通帳と金融機関届出印をご持参のうえ、真岡市役所国保年金課、または二宮支所で、①「口座振替依頼書」②「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」提出してください。

年金からの天引きを中止される方は、必ず①と②の両方を提出してください。

手続きには時間がかかり、ご希望月からの対応ができない場合がありますので、ご了承ください。